

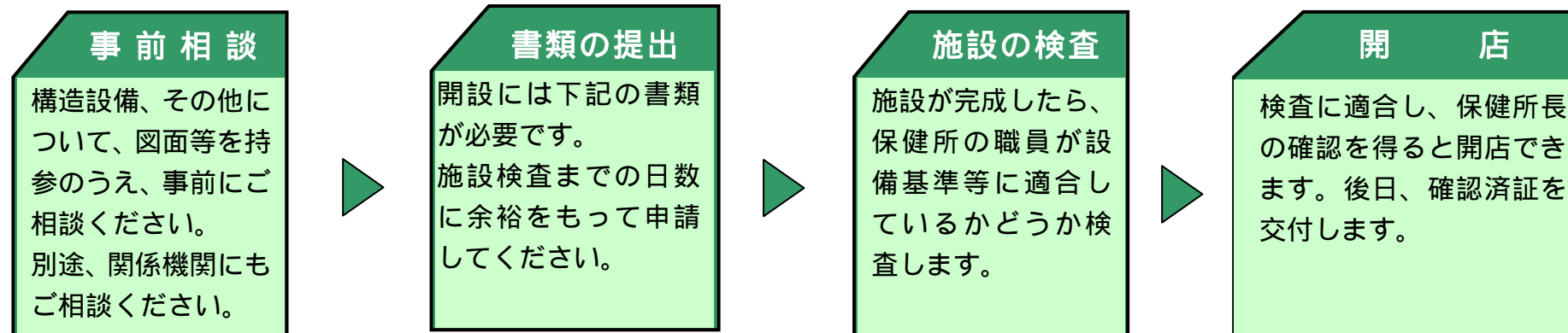
# クリーニング所(一般) の て び き

品川区保健所

〒140 - 8715 品川区広町2 - 1 - 36

電話 03 - 5742 - 9138

## クリーニング所(一般)開設までの手続き



## 開設時に必要な書類

開設届  
構造設備の概要  
施設の平面図  
有資格者の免許証（**本証**提示）  
検査手数料（16,000円）  
開設者が法人の場合：会社の登記事項証明書（6ヶ月以内）（**原本**提示）

# (例) クリーニング所(一般) 構造設備概要

## 区分処理・格納設備

洗濯物を未洗濯、要消毒、洗濯済、仕上済に区別して処理する。

## テトラクロロエチレンの貯蔵及び蒸留残さ物等の保管

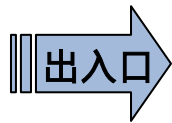
貯蔵場所及び保管場所は、床面を不浸透性材料とし、かつ、直射日光及び雨水を防止できる構造とする。貯蔵タンク及び保管容器は、密閉でき、かつ耐溶剤性の容器とする。

## 利用者に対する苦情の申出先

クリーニング所の名称・所在地・電話番号を明記

## 受取り、引渡し場

仕上済品と未洗濯品が混ざらないよう区分する。



## 換気・採光・照明

クリーニング所内は換気、採光及び照明を十分にする。

## ドライ設備

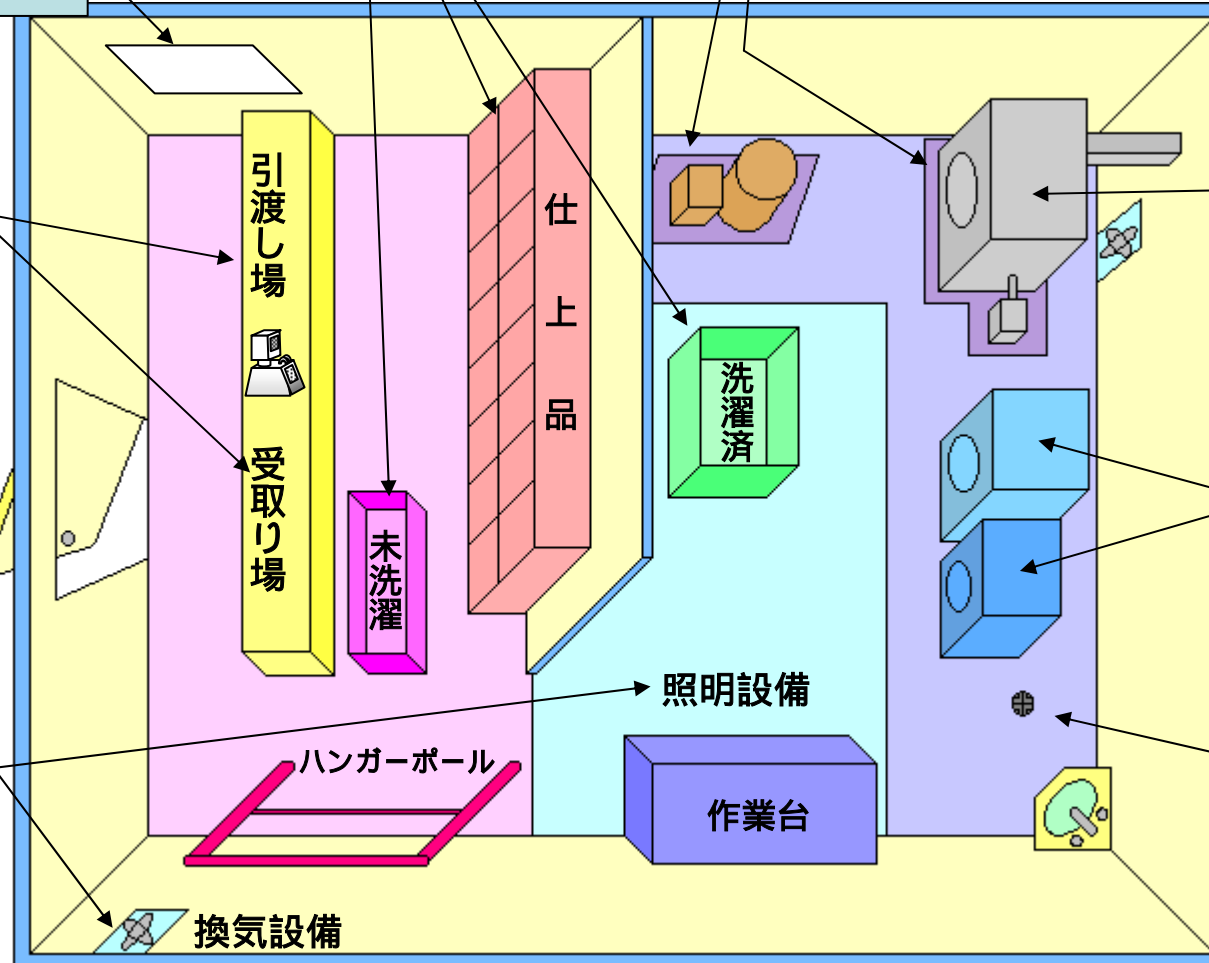
排水処理装置・溶剤蒸気回収装置を設置すること(テトラクロロエチレンを使用する場合)。

## 業務用機械

洗濯機及び脱水機をそれぞれ1台以上、備える。

## 洗いの床

不浸透性材料とする。適当な勾配と排水口を設ける。



## クリーニング所の各種申請・届出手続きについて

～下記のような場合には申請や届出が必要になります～

### ◆ 新規開設届

- ・ 開設者が変更（個人 法人・法人 個人なども含む）
- ・ 施設を移転（仮店舗も含む）
- ・ 施設を大規模に増改築
- ・ 施設を建て替え 等

#### 必要書類

- \* 「開設までの手続き」をご覧ください。

### ◆ 変更届

- ・ 法人代表者が変更
- ・ 施設を小規模に増改築
- ・ 種別を変更（一般 取次、取次 一般）
- ・ クリーニング師が変更 等

届出事項が変わるときには変更届が必要になります。

届出事項とは、お店の名前や、営業者の住所、構造設備の概要（機械の台数、使用溶剤など）となります。

**\* 施設の変更は事前に保健所に相談してください。**

#### 必要書類

- \* 変更届
- \* 変更した内容のわかる書類  
（履歴事項全部証明書（法人の場合） 施設設備図面 等）

### ◆ 承継届

- ・ 開設者（個人）が死亡し、相続をした。
- ・ 法人が合併・分割した。

#### 必要書類（個人の場合）

- \* 承継届
- \* 被相続人及び相続人全員の関係がわかる戸籍の全部事項証明書
- \* 相続人全員の同意書（相続人が2人以上の場合）
  - ❖ 相続人の範囲：配偶者、子、直系尊属の兄弟・姉妹被相続人死亡後、遅滞なく届出をしてください。

法人の合併・分割による手続きについては事前に相談してください。

### ◆ 廃止届

- ・ 営業をやめた。等

#### 必要書類

- \* 廃止届

**ご不明な点は保健所までお問い合わせください。**

## クリーニング所(一般) 日常の衛生管理等

施設の清潔	施設は常に整理整頓し、清潔に保つ。
換気・採光・照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ドライ機の稼働中には定期的に換気する。</li> <li>・照明器具、換気設備を定期的に清掃し、クリーニング所内の換気、採光、照明を十分に作る。</li> </ul>
洗濯物が接触する設備の清潔	受渡し・シミ抜き・仕上げの作業台、洗濯物の収納容器、洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機などの洗濯物が触れる部分を清潔に保つ。
未洗濯物と洗濯物の区別	受け渡し場及び洗い場では、未洗濯物と洗濯済・仕上済の洗濯物を明確に区別する。
溶 剤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・溶剤は、密閉容器に入れ、日光の当たらない場所に保管する。</li> <li>・排液、排ガスはそれぞれの処理装置を設け適切に処理する。</li> <li>・蒸発残さ物等の汚染物は密閉できる専用容器に入れて、専用の貯蔵場所に保管する。</li> </ul>
利用者への説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者に対し、苦情の申し出先を明示（掲示と書面の配布）する。</li> <li>・洗濯物を受け取る時は、洗濯物の処理方法や、衣類のトラブル発生等の可能性について説明し、利用者の了承の上で処理を行う。</li> </ul>
従事者に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クリーニング師は全員、<b>3年に1回、研修</b>を受けること。</li> <li>・クリーニング業務に従事する従事者（有資格者含む）のうち5人に1人に対し、<b>3年に1回、講習</b>を受けさせる（研修を受けたクリーニング師は講習を受けた者とする）。</li> <li>・従事者に健康診断を受けさせる等、常に従事者の健康管理に注意する。</li> </ul>

## 関係機関一覧

<b>クリーニング師試験について</b>		
東京都福祉保健局健康安全部 健康安全課 試験・免許係 新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 2 1 階南側		☎ 03-5320-4358
<b>クリーニング師研修・クリーニング業従事者講習、経営相談、融資相談、及びSマーク等について</b>		
財団法人 東京都生活衛生営業指導センター 渋谷区広尾 5-7-1 東京都広尾庁舎内		☎ 03-3445-8751
<b>消防（消防設備の設置、維持ならびに検査、危険物の貯蔵及び取扱い等）について</b>		
品川消防署 品川区北品川 3 - 7 - 3 1		☎ 03-3474-0119
大井消防署 品川区東大井 3 - 6 - 1 2		☎ 03-3765-0119
荏原消防署 品川区平塚 3 - 1 6 - 2 0		☎ 03-3786-0119
<b>工場・指定作業場について</b>		
品川区都市環境事業部 環境課 指導調査係 品川区広町 2 - 1 - 3 6 品川区役所内		☎ 03-5742-6751
<b>用途地域、建物の建築（建築確認等）について</b>		
品川区都市環境事業部 建築課 審査担当 品川区広町 2 - 1 - 3 6 品川区役所内		☎ 03-5742-6769
<b>排水などについて</b>		
下水道局南部下水道事務所 品川出張所 品川区西品川 1 - 8 - 1		☎ 03-3495-0351
<b>特別管理産業廃棄物について</b>		
東京都環境局 廃棄物対策部 産業廃棄物対策課 新宿区西新宿 2-8-1 第二本庁舎 9 階		☎ 03-5388-3589